

公立大学法人周南公立大学公式ウェブサイトリニューアル業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の背景と目的

周南公立大学(以下「本学」という。)は令和4年4月に公立大学法人として新たに開学し、これに従い公式ウェブサイト(<https://www.shunan-u.ac.jp/>)(以下「現行サイト」という。)での情報改訂を行ってきた。しかしながら学部編成の刷新をはじめとした現今の本学の活発な学内情報をより適切に外部へ提供するためには公式ウェブサイトとして本格的な機能・デザイン向上を図る必要が生じている。

したがって本業務は「地域貢献大学」としての情報発信を行うためのツールである「周南公立大学ウェブサイト」について、現在のユーザビリティ、アクセシビリティの水準を維持・向上させつつ、閲覧者にとってより分かりやすく、かつ情報が探しやすいウェブサイトにはリニューアルすることをその目的とする。

なお、本調達は、公立大学法人周南公立大学公式ウェブサイトの企画・制作、運用・保守から成る業務一式(以下、「本業務」という。)を委託するものである。

この実施要領は、本業務の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式(以下、「本プロポーザル」という。)により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1)業務名

公立大学法人周南公立大学公式ウェブサイトリニューアル業務委託

(2)業務内容

ウェブサイトの企画・制作及び運用・保守

(3)業務期間

本業務については、令和6年8月28日以降の契約締結日の翌日から、令和8年3月31日までの契約とする。

① ウェブサイト企画・制作業務：契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

② ウェブサイト運用・保守：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4)業務場所

周南公立大学（山口県周南市学園台 843-4-2）、他

(5)業務に要する費用(提案上限額)

金8,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。また、本費用は上記(2)①のウェブサイトリニューアル業務委託の提案上限額として示すものである。

3 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要である。

- (1) 公立大学法人周南公立大学契約事務に係る取引停止等の取扱要領に基づく取引停止措置を受けていない者、又は同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 の規定に該当しない者。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、周南市から指名停止の措置を受けていない者、又は受けることが明らかでない者。
- (4) 会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。
- (5) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (6) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始がなされていない者。
- (7) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成 24 年周南市要綱第 37 号)別表各号に掲げる措置要件に該当しない者。

4 参加手続

(1)実施要領及び仕様書等の確認

① 公告日

令和 6 年 8 月 28 日(水)

② 公告方法

本学公式ウェブサイト

③ 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の本学公式ウェブサイトからダウンロードすること。URL : <https://www.shunan-u.ac.jp/about/tender/240828/>

(2)本プロポーザルに係る説明会

実施しない

(3)参加表明書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び公立大学法人周南公立大学契約事務取扱規程の各規程を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

ア 参加表明書(様式 1) 1 部

イ 会社概要(任意様式。パンフレット等でも可。) 1 部

② 提出期限

令和 6 年 9 月 11 日(水)17 時必着

③ 提出場所

公立大学法人周南公立大学経営企画部経営企画課
〒745-8566 山口県周南市学園台 843-4-2 本館 3F

④ 提出方法

公立大学法人周南公立大学経営企画部経営企画課に郵送又は持参すること。

※郵送の場合は書留を利用し、期限までに到達するよう送付すること。郵送事故等により参加表明書が提出先に到達しなかったことによる異議の申立てはできないものとする。なお、参加表明書の提出者が1事業者の場合、本プロポーザルは成立しないものとする。

⑤ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、令和6年9月13日(金)に参加資格確認結果通知書を電子メール及び郵便で送付する。

5 質問の受付及び回答

(1)質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票(様式2)によるものとし、電子メールにより提出すること。なお、質問票提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。

(2)受付期間

令和6年9月11日(水)までの各日10時～17時とする(ただし、土、日、祝は除く)。

(3)提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

公立大学法人周南公立大学 経営企画部 経営企画課
電話 0834-28-6880
E-mail keieikikaku@shunan-u.ac.jp

(4)回答方法

参加表明書に記載の各担当者宛 E-mail により回答する。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1)提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

① から③の順に並べて綴じ、通しページ番号を付した上で各8部提出すること。

①企画提案書表紙(様式3)

②企画デザイン案、企画提案説明書等の提案書(任意様式)

③価格提案、参考提案(上記2(3)①②の税込金額を分けること)の提案書

④①②③のデータ一式を登録した CD-R 1式

(2)企画提案書作成方法

企画提案書作成要領のとおり

(3)提出期限

令和 6 年 9 月 18 日(水)17 時必着

(4)提出場所

公立大学法人周南公立大学 経営企画部 経営企画課
〒745-8566 山口県周南市学園台 843-4-2 本館 3F

(5)提出方法

公立大学法人周南公立大学経営企画部経営企画課に郵送または持参すること。

※郵送の場合は書留を利用し、期限までに到達するよう送付すること。郵送事故等により企画提案書等が提出先に到達しなかったことによる異議の申立てはできないものとする。なお、企画提案書等の提出者が 1 事業者の場合、本プロポーザルは成立しないものとする。

7 評価の手続き及び受託候補者の選定

(1)審査日程等

事業者から提出された企画提案書等を周南公立大学公式ウェブサイトリニューアル業務委託プロポーザル評価委員会が書面で評価する一次審査と、事業者がプレゼンテーション、ヒアリング（各 15 分）を実施する二次審査により実施し、二次審査の総得点で最も優れた事業者を受託候補者に選定する。二次審査は本学で実施することとし、オンラインの参加も可とする。なお、二次審査への参加者が 1 事業者の場合、本プロポーザルは成立しないものとする。

■各審査日

一次審査：令和 6 年 9 月 19 日（木）

二次審査：令和 6 年 9 月 26 日（木）

■各通知予定日

一次審査：令和 6 年 9 月 20 日（金）電子メール及び郵便で送付

二次審査：令和 6 年 9 月 27 日（金）電子メール及び郵便で送付

(2)受託候補者の選定

① 評価委員会の設置

企画提案書等の評価は、本学が設置する「周南公立大学公式ウェブサイトリニューアル業務委託プロポーザル評価委員会」が実施する。

② 評価方法

業務実績、業務実施体制、企画提案内容(プレゼンテーション・ヒアリング内容)及び価格提案等を評価基準に基づき総合的に評価する。

③ 受託候補者の決定

各評価者の評価点の合計点が 8 (2)に定める最低基準点を超えた事業者のうち最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定し、次に合格点の高い事業者を次点者とする。なお、同点の場合は、本実施要領 8 (3)により受託候補者を決定する。

④ 最低基準点の設定

各評価者の評価点の合計点には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。

⑤ 選定結果

選定結果は、令和6年9月30日(月)以降（予定）、本学公式ウェブサイトで公表を行う。

【選定結果の公表事項】

ア 選定された受託候補者名、評価点及び選定理由

イ 参加者の名称(50 音順)

ウ 参加者の評価点(点数順)

注：イとウの対応関係は、明らかにしない。また、プロポーザル参加者全員に「選定結果通知書」を電子メール及び郵便で送付する。なお、選定結果等についての異議申立ては一切受け付けない。

8 二次審査の評価基準及び配点

(1) 評価は、周南公立大学公式ウェブサイトリニューアル業務委託プロポーザル評価委員会で行う。

評価方法は、企画提案書等の書類、プレゼンテーション・ヒアリング内容についてあらかじめ定めた評価項目及び評価点に基づいて評価を行う。

(2) 評価委員1人当たり200点満点で、各評価委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。
なお、出席している各評価委員の人数掛ける120点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から受託候補者を決定する。

(3) 点数が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。

- ① (7)提案点評価基準「3.企画・サイト構造設計及びページデザイン」の点数が高い者を受託候補者とする。
- ② ①においてもなお同点の場合は、(7)提案点評価基準「3.企画・サイト構造設計及びページデザイン」と評価の視点「4.開発」の点数の合計が高い者を受託候補者とする。
- ③ ②においてもなお同点の場合は、トータルの見積書の金額が低い者を受託候補者とする。
- ④ 最低基準点以上の者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。
- ⑤ 本業務の提案点及び価格点の算出については、仕様書及び下記評価基準に基づき次のとおり行うこととする。
- ⑥ 各提案について、評価基準に記載している基本要件を満たしているかを判断し、具体的かつ評価できる場合については、その提案に応じ配点に沿った評価点数を付与する。
- ⑦ 仕様書及び評価基準に記載されていない提案については、本業務の必要度及び重要度に照らし、必要の範囲を超えているものについては評価対象としない。

提案点及び価格点の配分については、点数は200点満点とし、得点配分については提案点を175点、価格点を25点とする。

提案点	175点
-----	------

価格点	25点
-----	-----

(7)提案点評価基準

No.	提案項目	要求要件	評価点数	配点
1. 組織・体制				
1-1.	開発業務を円滑に遂行可能な体制	・各業務を遂行するために十分な人員が確保されているか。また、提示した工程に照らし合わせ、本業務を安定的に実現できる体制が整っているか。	S：評価基準を大幅に上回る（10点） A：評価基準を上回る（8点） B：評価基準を満たしている（6点） C：評価基準を下回る（4点） D：評価基準を大幅に下回る（2点）	10
1-2.	総括責任者の本業務に対する経験及び資質	・総括責任者は提案する業務における十分な経験・実績を有し、安定的かつ確実に本業務を遂行する能力・資質があるか。（ゼネラルマネージャーとして本業務同等以上の業務を複数マネジメントした経験があることが望ましい）	S：評価基準を大幅に上回る（5点） A：評価基準を上回る（4点） B：評価基準を満たしている（3点） C：評価基準を下回る（2点） D：評価基準を大幅に下回る（1点）	5
1-3.	組織のバックアップ体制	・予期せぬトラブルや人員構成の変更など、業務遂行環境の変化に対し、継続して本業務を遂行できるバックアップ体制が整っているか。	S：評価基準を大幅に上回る（5点） A：評価基準を上回る（4点） B：評価基準を満たしている（3点） C：評価基準を下回る（2点） D：評価基準を大幅に下回る（1点）	5
1. 組織・体制 小計				20
2. 受注実績				
2-1.	十分な量・質の受注実績	・同等規模の類似業務を確実に遂行した実績があり、さらに類似業務実績における諸問題の解決や改善提案など、十分な質の実績があるか。	S：評価基準を大幅に上回る（5点） A：評価基準を上回る（4点） B：評価基準を満たしている（3点） C：評価基準を下回る（2点） D：評価基準を大幅に下回る（1点）	5
2. 受注実績 小計				5
3. 企画・サイト構造設計及びページデザイン（※企画デザイン案+企画提案説明書をもとに評価します。）				
3-1.	総合的なデザインの提案、レスポンス、可読性などあらゆるユーザーを配慮したデザインの提案	・本学ウェブサイトの位置付けや趣旨、各種仕様を十分理解した上で要件を整理し総合的なデザインを立案しているか。 ・提案が現行ウェブサイトの諸課題を正確に把握した上で、それらに的確に対応しているか。 ・トップページ及び下層ページのデザインがあらゆるユーザーに配慮しており、分かりやすさ、情報の探しやすさ、ユーザビリティ、可読性などが確保できている	S：評価基準を大幅に上回る（15点） A：評価基準を上回る（12点） B：評価基準を満たしている（9点） C：評価基準を下回る（6点） D：評価基準を大幅に下回る（3点）	15

		か。 ・デスクトップ画面およびスマートフォンやタブレットなどモバイル画面のそれぞれの特性を活かしたデザイン、レイアウトとなっており、配慮・工夫が見られるか		
3-2.	サイト構造、アクセス解析環境、情報発信強化に関する提案	・サイト構造の提案が、直感的で明確、分かりやすく、情報を探しやすい構造となっているか。また、受験生、在学生、保護者、企業、地域など想定される閲覧者のそれぞれにとって、分かりやすく情報が探しやすい提案となっているか。 ・サイトのアクセス解析環境の方法、工夫が見られるか。 ・地域貢献大学としての情報発信・コンテンツの強化に対する工夫が見られるか。	S：評価基準を大幅に上回る（15点） A：評価基準を上回る（12点） B：評価基準を満たしている（9点） C：評価基準を下回る（6点） D：評価基準を大幅に下回る（3点）	15
3-3.	コンテンツ及びクリエイティブ制作に関する提案	・トップページ、下層ページの提案において、本学の情報発信の趣旨を熟知した上で、ターゲットオーディエンスへの訴求力を持つコンテンツ（各学科紹介動画など）やクリエイティブを提案しているか。	S：評価基準を大幅に上回る（10点） A：評価基準を上回る（8点） B：評価基準を満たしている（6点） C：評価基準を下回る（4点） D：評価基準を大幅に下回る（2点）	10
3. 企画・サイト構造設計及びページデザイン 小計				40

4. 開発				
4-1.	CMS、運用管理環境の開発・整備に関する企画・提案	・CMSの選定に当たっては、市販書籍も含め、構築・運用にかかる十分な情報が遅滞なく開示されるものを選定しているか。 ・多言語対応、日常的な更新業務やサイト管理業務の効率化など、本業務で求められるウェブサイトのあり方を十分に理解し、適切な管理・運用システムを提案しているか。 ・日常的な運用に当たって本学教職員がその一部を担うことを想定した操作マニュアル等が添付されることになっているか。	S：評価基準を大幅に上回る（20点） A：評価基準を上回る（16点） B：評価基準を満たしている（12点） C：評価基準を下回る（8点） D：評価基準を大幅に下回る（4点）	20

4-2.	ホスティングサーバ、セキュリティ対策、既存ウェブサイトデータの移管・更新など実装開発業務に関する提案	・ホスティングサーバとその周辺インフラがウェブサイト運用に十分な仕様であり、かつセキュリティ上の諸問題への対策が適切か。 ・既存ウェブサイトのデータ移管・更新など実装開発業務における実施項目、方法、工夫が適切か。	S：評価基準を大幅に上回る（10点） A：評価基準を上回る（8点） B：評価基準を満たしている（6点） C：評価基準を下回る（4点） D：評価基準を大幅に下回る（2点）	10
4-3.	各種テスト、ウェブアクセシビリティ検証・修正対応、運用マニュアル作成など品質管理及び検査に関する提案	・各種テスト、アクセシビリティ検証及び修正対応、運用マニュアルの作成など品質管理業務における提案が適切に行われているか。	S：評価基準を大幅に上回る（10点） A：評価基準を上回る（8点） B：評価基準を満たしている（6点） C：評価基準を下回る（4点） D：評価基準を大幅に下回る（2点）	10
4. 開発 小計				40
5. 運用				
5-1.	保守・運用に関する提案	・制作後のウェブサイトを、安定的かつ効率的に運用するための十分な工夫や提案が盛り込まれているか。	S：評価基準を大幅に上回る（50点） A：評価基準を上回る（40点） B：評価基準を満たしている（30点） C：評価基準を下回る（20点） D：評価基準を大幅に下回る（10点）	50
5. 運用 小計				50

6. 工期提案と実現性小計				
6-1.	全体の工程及び各作業工程の適正及び実現性	・組織・体制で提案している人員配置や稼働人工に照らし合わせ、工期は十分な実現性・妥当性があるか。 ・ページデザインやコーディング、開発やテストなど、並行して行われる複数業務の実働工程が明確かつ実現可能な工期として組まれているか。 ・制作スケジュールは適切であるか。	S：評価基準を大幅に上回る（10点） A：評価基準を上回る（8点） B：評価基準を満たしている（6点） C：評価基準を下回る（4点） D：評価基準を大幅に下回る（2点）	10
6-2.	作業工程の遅延などへの対応	・工期遅延などが生じた場合、工期を取り戻すための施策が具体的かつ明確に提示されているか。 （必要に応じて外注・監督により工期圧縮、受託者内で人員を補充するなど対策が具体的か）	S：評価基準を大幅に上回る（10点） A：評価基準を上回る（8点） B：評価基準を満たしている（6点） C：評価基準を下回る（4点） D：評価基準を大幅に下回る（2点）	10
6. 工期提案と実現性小計				20
提案点合計：175点				

(2) 価格点評価基準

No.	提案項目	評価基準	評価
1. 価格点			
1-1.	企画制作及び委託業務価格	計算式 = $20 + \{1 - (\text{提案価格} / \text{委託料上限額})\} * 20$ 「提案価格 / 委託料上限額」の計算にあたっては、小数点以下第3位で四捨五入するものとする。価格点が小数点を含む場合、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。 また、計算式の値が25点を超える場合は、価格点の得点は25点とする。 ※実施要領2（2）①の業務における見積額（税込）の算出はできるだけ詳細に算定根拠を示すこと。	25
			価格点の合計：25点

9 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

- ① 本プロポーザル実施公告 令和6年8月28日(水)
- ② 実施要領等に関する質問受付 令和6年8月28日(水)～令和6年9月11日(水)
土、日、祝を除く各日10時から17時まで
- ③ 実施要領等に関する質問回答 質問受付以降随時
- ④ 参加表明書の提出期限 令和6年9月11日(水)17時必着
- ⑤ 参加資格確認結果の通知 令和6年9月13日(金)電子メール及び郵送
- ⑥ 企画提案書等の提出期限 令和6年9月18日(水)17時必着
- ⑦ 一次審査 令和6年9月19日(木)
- ⑧ 一次審査選定結果 令和6年9月20日(金)電子メール及び郵送
- ⑨ 二次審査 令和6年9月26日(木)
- ⑩ 二次審査選定結果 令和6年9月27日(金)電子メール及び郵送

10 契約(受託候補者選定後)

(1)提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合がある。

(2)契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南公立大学契約事務取扱規程(令和4年規程第14-4号)に基づき本業務に係る本学予算の配当決定後契約を締結することとする。なお、本実施要領11(1)などにより受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行うものとする。

11 留意事項

(1)失格事項

次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 提出書類が、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等本実施要領で示された条件に適合しない場合
- ④ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ プロポーザル又はプレゼンテーション・ヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 提案価格が本実施要領 2 (5)に示した提案上限額を超える場合
- ⑦ 公告及び本実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2)その他の留意事項

- ① 企画提案書等の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に要する経費は、参加者の負担とする。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を本学に請求することはできないものとする。
- ③ 企画提案書は、1 事業者につき 1 案とし、複数の提案はできない。
- ④ 提出された参加申込書及び企画提案書等の返却は行わない。
- ⑤ 提出期限後における参加表明書及び企画提案書等の差替え又は再提出は認めない(本学からの指示があった場合を除く)。
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- ⑦ 参加表明書の提出後又は企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届(様式 4)により、担当部局へ届け出ること。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、本学が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)できるものとする。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例(平成 16 年周南市条例第 36 号)及び公立大学法人周南公立大学が管理する公文書の開示に関する規程に基づき公開することがある。
- ⑨ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとする。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、本学はいかなる責任も負うことはないものとする。

12 担当部局（書類の提出先・問い合わせ先）

所在地 〒745-8566 山口県周南市学園台 843-4-2

担当部署 公立大学法人周南公立大学 経営企画部経営企画課

電話番号 0834-28-6880

FAX 0834-28-8790

E - mail keieikikaku@shunan-u.ac.jp